

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年5月 23 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	7件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600843号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700019号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を46万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

A社から育児休業期間中に支給された請求期間の賞与について、会社の届出が遅れたため、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された2008年12月度賞与明細並びに年金事務所から提出された同社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間において同社から標準賞与額46万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年10月1日から平成21年5月8日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定を適用すべきではないと考えられる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細等における賞与支給額から46万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600612号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700008号

## 第1 結論

昭和49年8月から昭和53年3月までの請求期間及び昭和54年4月から昭和61年3月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年8月から昭和53年3月まで  
② 昭和54年4月から昭和61年3月まで

昭和49年8月に国民年金に任意加入し、同時に付加年金にも加入した。同年8月から昭和61年3月までの国民年金保険料については、加入当初は自宅に来た集金員に、集金員が来なくなつてからは、A県B市役所の庁舎内にあった金融機関の窓口において、定額保険料と付加保険料を一緒に継続して納付した。

国民年金保険料を納付し始めた頃、領収証書に記載された保険料額に付加保険料額が含まれていなかったため、付加保険料の領収証書について、当時の集金員に質問すると、年金手帳に押してある「付加年金」という四角の印が、付加保険料の領収証書の代わりになる、これがB市の方法だと説明を受けた。私の年金手帳にその印が押してあるのは、昭和49年度と昭和50年度のページだけであるが、集金員に言われたことが頭にあったので、払った金額と領収証書に記載された保険料額が合わなくても、そういうものだと思っていた。

しかし、国の年金記録では、昭和53年度の1年間しか付加保険料を納付した期間になっていないので、請求期間①及び②について、付加保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和49年8月から昭和61年3月までの期間について、定額保険料と共に付加保険料も納付した旨主張しており、請求者に係る国民年金被保険者台帳(以下「特殊台帳」という。)及びB市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和49年8月28日から昭和54年5月4日までの期間について、付加年金に加入していた旨記載されている。

しかしながら、請求期間①について、請求者から提出された当該期間に係る国民年金保険料の領収証書に記載されている保険料額は定額保険料額であり、付加保険料額は含まれていない。

また、請求者の国民年金手帳の昭和49年度及び昭和50年度のページを見ると、「付加年金」の印が確認できる場所、請求者は、「B市の集金員から、国民年金手帳に押されている『付加年金』の四角の印が付加保険料の領収証書の代わりになると説明を受けたので、その後もずっと、領収証書の保険料額には、付加保険料額を含まないものと思っていた。」旨陳述しているが、B市は、国民年金手帳に「付加年金」の印を押す意味について、「昭和60年頃の国民年金事務担当者は、被保険者からの付加年金の申出により押印したものであり、国民年金保険料を納付したことを意味するものではないとしており、請求期間①当時も同様の取扱いであったと考えられる。」旨回答している。

さらに、請求者から提出された請求期間①に係る国民年金保険料の領収証書を見ると、請求者は、昭和49年8月から同年12月までの5か月分、その後は、3か月分ごとの国民年金保険

料を納付しているところ、B市の請求期間①に係る国民年金収滞納一覧表において、請求者の検認状況を見ると、昭和49年8月から同年12月までの5か月分については、合計額が定額保険料額の5か月分であり、昭和50年1月から昭和53年3月までについては、3か月分ごとの合計額が定額保険料額の3か月分であることが確認でき、これらは、前述の領収証書に記載されている保険料額と一致しており、付加保険料額は含まれていない。

請求期間②について、請求者に係る特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿の記録を見ると、昭和54年5月4日付けで、付加保険料を納付する者でなくなる処理が行われており、同日の属する月前における直近の基準月である同年4月以降において、請求者は、付加保険料を納付する者ではない。

また、請求者から提出された昭和54年4月から昭和56年3月までの期間に係る国民年金保険料の領収証書に記載されている保険料額は定額保険料額であり、付加保険料額は含まれていない。

さらに、B市の請求期間②に係る国民年金収滞納一覧表において、請求者の検認状況を見ると、昭和54年4月から同年6月までの3か月分については、合計額が定額保険料額の3か月分と一致しており、同年7月以降の各月については、定額保険料額が記載されている。

加えて、請求者に係るB市国民年金検認記録簿を見ると、請求期間②について、付加保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらず、定額保険料のみが納付済みと記録されている。

このほか、請求者が請求期間①及び②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、当該期間について、請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、昭和53年度について、請求者から提出された国民年金保険料の領収証書に記載されている保険料額に付加保険料額が含まれていないにもかかわらず、B市の国民年金印紙検認記録の当該年度欄には、付加保険料が納付済みと記録されている理由については不明であるが、当該事情のみをもって、請求者が請求期間①及び②の付加保険料を納付していたものと判断することはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600540号

厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700009号

## 第1 結論

請求者の昭和45年1月の請求期間については、強制加入被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年1月

国の記録では、昭和43年7月から昭和44年12月までの18か月間と請求期間の1か月間の二つに分けて国民年金の記録が表示されており、請求期間の国民年金保険料を納付した場所がA県B市になっている。いずれの期間も、父がC県D町(現在は、E市)において国民年金保険料を納付してくれた期間なので、昭和43年7月から昭和45年1月までの19か月間と表示されるように、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金の強制加入被保険者資格を昭和45年1月\*日に喪失したことにより未加入期間とされていた請求期間について、D町の国民年金被保険者台帳を見ると、国民年金保険料は納付済みとなっているとして、平成27年6月19日に請求期間を国民年金保険料の納付済期間としてほしい旨の年金記録の訂正請求を行っており、当該訂正請求について、当厚生局は、請求期間の国民年金保険料が同町において現年度納付されていたものと考えられることから、平成28年3月25日に、請求期間を国民年金被保険者とみなす期間であったと認め、国民年金保険料の納付済期間に訂正することが必要であるとする決定を行ったところである。また、この決定に基づき、平成28年4月4日に、未加入期間であった請求期間を任意加入被保険者期間として、国民年金保険料の納付済期間とする年金記録の訂正処理が日本年金機構において行われている。

請求者の主張は、昭和43年7月から昭和44年12月までの18か月間の強制加入被保険者期間と請求期間の1か月間の任意加入被保険者期間をまとめて19か月と記録するよう求める趣旨のものであるが、このためには、請求者に係る昭和45年1月\*日の強制加入被保険者資格の喪失日の記録及び同日の任意加入被保険者資格の取得日の記録を取り消し、請求期間を強制加入被保険者期間とするほかない。

しかしながら、請求期間当時の国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)第7条において、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民は国民年金の被保険者とし、同条第2項第7号には、被用者年金各法の被保険者又は組合員等の配偶者は、国民年金の被保険者とはしない旨規定されていることから、昭和45年1月\*日に厚生年金保険被保険者と婚姻した請求者は、同日に強制加入被保険者資格を喪失することとなる。

また、法附則第6条第1項には、法第7条第2項の規定にかかわらず、申し出ることにより国民年金被保険者となることができる旨が規定され、法附則第6条の2には、申出を行っていない場合においても、任意加入の対象者に該当するに至らなかったならば、納付すべき国民年金保険料を、その該当するに至った日の属する月以降の期間について、当該日の属する月後における最初の4月末日までに納付したときには、その該当するに至った日において、任意加入の申出があったものとみなす旨規定されていることから、前述のとおり、請求期間の国民年金保険料が現年度納付されていたものと考えられることをもって、法第7条第2項の規定では、国民年金被保険者とならない請求期間について、法附則第6条の2の規定に基づき、昭和45年1月\*日に同条第1項の申出があったものとみなし、国民年金保険料の納付済期間と認めたものである。

したがって、請求期間の国民年金被保険者記録は、制度上の取扱いによるものであるから、請求期間を強制加入被保険者期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600443号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700015号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月

A社の同僚について、請求期間に支給された賞与に係る年金記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたので、私も自身の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、当該期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。

B社から交付してもらった請求期間に係る賞与台帳を提出するので、当該期間に係る賞与の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びB社から提出された2004年(平成16年)7月の賞与台帳並びに同社の回答により、請求者が請求期間にA社から38万1,570円の賞与が支給されていることが確認できる。

しかしながら、前述の賞与台帳を見ると、賞与から控除されている項目は、雇用保険料(2,670円)及び「その他の控除」(25万7,520円)のみであり、当該賞与台帳において、請求期間に係る厚生年金保険料の控除の記載は見当たらない。

また、B社から提出された請求者に係る2004年6月29日付け立替金清算通知を見ると、「2003年12月～2004年5月までにおける貴殿の休業中に会社が立て替えている住民税、生命保険料他は次の通りです。」として、前述の賞与台帳に記載された「その他の控除」の金額と同額の立替金(25万7,520円)の内訳が記載されているが、請求期間に係る厚生年金保険料は含まれていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600626号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700016号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和29年5月1日から昭和32年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和32年5月1日となっているが、同社には昭和29年5月1日から勤務したため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、昭和20年10月10日から昭和27年7月1日までの期間及び昭和32年5月1日から平成3年8月1日までの期間であり、同社は請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、商業登記の記録及びオンライン記録によると、A社は平成3年7月31日に解散しており、請求期間当時の同社の代表取締役二人はいずれも既に死亡しているところ、当該元代表取締役二人のうち一人の配偶者は、「請求者が、A社に勤務していたことは覚えているが、いつから勤務していたかは覚えていない。」「当時の資料が何もないので、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除については分からない。」旨それぞれ陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、前述のとおり、請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではないため、同社に係る被保険者名簿において、請求期間前後の同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に厚生年金保険被保険者記録があり所在の判明した5人に事情照会したが、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答又は陳述はなかった。

加えて、A社に係る被保険者名簿において、請求者の資格取得年月日が訂正された等の不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600708号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700017号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年3月から昭和60年9月まで

B支店においてC職として勤務した請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。入社時に会社が社会保険に加入していると説明を受け、また、給与明細書に厚生年金保険料の控除に係る記載があったと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、請求者は、昭和57年10月1日から昭和60年3月5日までの期間において、A社における雇用保険の被保険者であり、請求期間当時、同社の取締役であった者は、「A社は、請求期間当時、B支店を経営していた。当時の資料はないが、請求者の名前に聞き覚えがあり、請求者はA社において、雇用保険記録がある期間は正社員として勤務していたと思う。」旨陳述していることから、請求者は、請求期間のうち、昭和57年10月1日から昭和60年3月5日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の記録において、A社が適用事業所であった記録は見当たらない上、同社に係る請求期間当時の商業登記簿謄本の目的欄を見ると、「1. D業、2. E業、3. 前各号に附帯する一切の業務」と記されているところ、請求期間当時の厚生年金保険法において、D業等のF業種の事業所は、法人事業所であっても強制適用の対象ではなく、同社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、前述のA社の元取締役は、「請求期間当時、A社は、健康保険についてはG国民健康保険組合に加入していたが、厚生年金保険については加入していなかったため、請求者を含め、同社の従業員から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

さらに、A社は、商業登記の記録によると既に解散しており、請求期間当時の同社の代表取締役に照会したところ、当該代表取締役の親族は、「当時の資料はなく、本人が高齢のため回答できない。」旨陳述している上、雇用保険の記録において同社の統合先であるH社にも照会したが、同社は、「当時の資料が残っておらず、全て不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600622号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700018号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年8月

年金事務所からA社の賞与支払に係る照会文書が届き、当該照会のあった請求期間に係る自身の年金記録を確認したところ、賞与の記録が無いことが分かった。

請求期間について、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、商業登記の記録によると、平成27年5月31日に解散後、同年9月30日に清算終了しており、同社の請求期間当時の事業主及び給与・社会保険事務担当者として複数の者が氏名を挙げた者に対して照会を行ったが、これらの者からの回答が無い上、同社の解散時の事業主及び代表清算人は、「請求期間当時の資料は保管していない。」旨回答又は陳述していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録において、請求期間に被保険者記録が有り、連絡先を確認できた53人に照会し、18人から回答又は陳述を得られたところ、当該18人のうち、請求者と同じ営業職であったとする3人は、「平成15年の夏季賞与は支給されていない。」旨回答又は陳述している上、そのうちの1人は、「営業職に係る賞与については、平成16年、平成17年頃まで、支給するかどうかを年末に決めていた。結果的に、平成15年は、営業職の者に対して夏季賞与は支給されず、12月の賞与のみ支給された。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600635号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700020号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月9日から同年8月7日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した期間の被保険者記録が無い。

A社には、母の知人だった同社の経理担当者から誘われたことから、前職を退職してすぐに正社員のB職として入社した。

請求期間には、A社の健康保険証を所持しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社の複数の元従業員の陳述及び請求者が記憶する同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、期間を特定することはできないものの、請求者が請求期間の頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、商業登記の記録及びオンライン記録によると、A社は、C社に組織変更した後、平成14年3月に、D社に吸収合併され解散しており、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、合併先のD社は、「請求者に係る資料が現存しないため、請求者の勤務、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料控除の状況については不明である。」旨回答しており、A社の請求期間当時の事業主は所在不明であり、複数の元従業員から名前が挙がった当時の経理及び社会保険事務担当者も既に死亡していることから、事業所関係者に請求者の請求期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間において、A社の健康保険被保険者証を使用して診療を受けた旨主張しているところ、当該受診したとされる医療機関は、「請求期間当時の診療記録は保管していない。」旨回答していることから、請求者が請求期間に加入していたとする健康保険制度を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が有り所在の判明した者に照会したが、これらの者から、同社における請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除等をうかがえる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。